

ぎふスタートアップキャンプ事業委託業務 仕様書

第1 業務名

ぎふスタートアップキャンプ事業委託業務

第2 事業の目的

本県は、人口の自然減に加え、社会減が続いており、県経済が発展するには新産業・新サービスの創出と担い手の育成が急務となっています。

そこで、本事業では、起業体験を積みたい方、新規事業を立ち上げたい方を対象にスタートアップをリアルに経験できるワークショップを開催することで、起業への機運を高めるとともに、将来の起業家層の拡大を図るものとします。

第3 委託業務期間

契約締結の日から令和3年1月31日まで

第4 委託業務の内容

以下の事業を企画し、一体的に実施すること。

1 「ぎふスタートアップキャンプ事前説明会及び起業セミナー」の開催

起業セミナーを開催し、起業への興味・関心を高めるとともに、キャンプの参加者を募集するため、キャンプの事前説明を行う。

(1) 開催時期・会場

- ・令和2年6月下旬から7月上旬で、1回開催すること。
- ・会場は、JR岐阜駅周辺等で選定すること。

※ 上記開催時期・会場は想定であり、事業趣旨を踏まえて、より実施効果を高めることができる場合には、他の開催時期・会場の提案を可とする。

(2) 内容

- ・先輩起業家による講演
- ・キャンプの概要説明

2 「ぎふスタートアップキャンプ」の開催

金曜日の午後から日曜日までの2泊3日の合宿型形式で、起業体験を積みたい方、新規事業を立ち上げたい方を対象に、ビジネスプランの作成等を通して起業を体験する機会を提供する。

(1) 開催時期・会場

- ・令和2年9月から11月の間の金曜日の午後から日曜日に1回開催すること。
- ・会場はソフトピアジャパンエリア内（大垣市加賀野4-1-7他）の研修室を利用すること。また、参加者、講師、関係者の宿泊施設には、ソフトピアジャパンのソピア・

キャビン（ワークショップ 24 の 7 階）を利用することし、宿泊施設使用料は受託者が委託料の中で負担すること。

<https://www.softopia.info/syukuhaku/>

（２）参加者数 ３０人程度

※ 上記参加者数は目安であり、事業趣旨を踏まえて、より実施効果を高めることができる場合には、人数増減等の提案を可とする。

（３）内容

ア ３日間のカリキュラムの作成及び実施

- ・参加者はグループごとに分かれ、リーンスタートアップの手法を実践しながらビジネスプランを作成し、最終日に発表を行う。
- ・起業経験者や新事業の立上げ、ビジネスプランの作成に知見を有する者（３名程度）がコーチとなり、参加者のビジネスプラン作成を支援する。
- ・グループでのビジネスプラン作成に係るワーキングのほか、先輩起業家による起業マインドの醸成に関する講座など、起業する際に役立つ講座を実施する。
- ・最終日の発表は、岐阜県スタートアップ支援ネットワーク会議の構成機関等も聴衆として参加できるものとする。
- ・最終日の発表終了後に、参加者の交流、ネットワークづくりに資する交流会を開催する。交流会では軽食（飲み物、お菓子など）を提供すること。なお、軽食提供に要する経費については、「交流会参加費」を参加者から徴収し、これを充てること。ただし、「交流会参加費」は、参加者にとって実費相当と認められる必要最低限度の金額設定とすること。
- ・カリキュラムの内容は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）と協議の上、確定すること。

イ 講師等の選定

- ・キャンプの進行役としてファシリテーター（１名）、ビジネスプラン作成のアドバイスを行うコーチ（３名程度）を３日間配置すること。
- ・コーチのうち少なくとも１名は、県内にゆかりのある先輩起業家又は新事業の立上げ経験者であること。
- ・最終日の発表の審査員は、起業経験のある経営者（３名程度）とする。なお、少なくとも１名は県内にゆかりのある者であること。
- ・講師等は、センターと協議の上、確定すること。

ウ 参加者の募集

- ・参加者募集に当たり、チラシ、専用のウェブページをセンターと協議の上作成し、情報発信をすること。
- ・チラシは事前説明会の周知も兼ねた内容にすること。

エ その他

- ・キャンプの参加者を対象としたアンケートを作成するとともに、回収結果を集計・分析し、センターに報告すること。

第5 業務の実施体制

本事業の実施に当たっては、総括責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的にセンターと連絡調整を行うこと。

第6 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後10日を経過する日までに以下のとおり書類を提出すること。

1 提出書類

(1) 以下の内容を含む実施報告書

- ・実施結果（カリキュラムに沿って、写真等を添付し、事業成果を具体的に報告）
- ・事前説明会・起業セミナー、キャンプ資料
- ・アンケート集計結果

(2) 委託業務完了届

2 提出部数：書面2部（原本1部、副本1部）

3 納入場所：公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

岐阜市藪田南5-14-53

第7 委託業務上の留意点

- 1 本業務に係る経費については、他の業務に関する経費と明確に区分して経理し、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、センターの求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存すること。
- 2 業務の遂行状況等について、センターの求めにより、随時報告すること。
- 3 委託契約金額の支払いは、履行期間終了後「委託業務完了届」の提出及び完了検査終了後とする。ただし、業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができるものとし、請求方法等の詳細は、契約締結時にセンターと協議の上、決定するものとする。

第8 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施に際して関係する法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、センターと協議の上、業務の一部を委託することができる。受託者は、再委託した業務に関する進捗管理

を責任もって行うこと。

3 個人情報保護

別記1「個人情報取扱特記事項」によること。

4 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

5 暴力団の不当介入における通報等

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、センターに履行期間の延長変更を請求することができる。

6 著作権等

別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

第9 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、センターは契約の取消しができる。この場合、センターに生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、センター及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

第10 その他

- (1) 契約締結後、業務の実施に当たっては、センターと十分協議した上で行うものとする。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。